

中土佐町は 結婚新生活を 応援しています

祝 **最大60万円補助**

新婚世帯の住居の取得・住宅リフォーム・
住宅賃借・引越し等の費用を補助します。

交付には条件があります。対象要件は裏面へ >>>

申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ただし予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

申請の流れ

申請書類
提出

審査
交付決定

補助金
請求

補助金
支払い

対象世帯

- (1) 夫婦共に婚姻日における満年齢が39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得の合計が500万円未満であること。ただし、世帯員のいずれかが現に貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、当該所得の合計額から当該貸与型奨学金の1年間の年間返済額に相当する額を控除するものとする。
- (3) 入居対象となる住居が中土佐町内にあり、申請時に夫婦の一方又は両方の住所が当該住居となっており、かつ、5年以上継続して居住する意思があること。
- (4) 他の公的制度による家賃の補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが暴力団員等でないこと。
- (7) 世帯員のいずれもが町税及び県税を滞納していないこと。

対象となる経費

- (1) 婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要した費用
※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払いが完了したものとする。
- (2) 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用
※ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外
※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払いが完了したものとする。
- (3) 婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料が対象
※ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外
- (4) 婚姻に伴う引越しの費用
※ただし、新居への引越費のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用が対象で、不用品の処分費用は補助対象外
※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われた引越しを対象とし、この期間内に支払いが完了したものとする。

補助金額

夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の新婚世帯は**60万円**
それ以外の新婚世帯は**30万円**



問合せ先：中土佐町役場まちづくり課

TEL：0889-52-2365

メール：machi@town.nakatosa.lg.jp